

市区町村別集計項目(推進体制等)

徳島県	
市区町村数	24

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
								有			無	有			無			
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
						4	3	3				16						
36	201	徳島市	男女共同参画センター	1	1	1	1				0	第3次男女共同参画プラン・とくしま	2017年4月	～	2023年3月	1	1	
36	202	鳴門市	人権推進課	1	2	1	1	鳴門市男女共同参画推進条例	2015年3月24日	2016年1月1日		第3次鳴門市男女行動計画(鳴門パートナーシッププランⅢステージ)	2021年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
36	203	小松島市	人権推進課	1	2	0	0				0	第2次小松島市男女共同参画計画	2014年4月	～	2024年3月	0	1	
36	204	阿南市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	阿南市男女共同参画推進条例	2006年9月22日	2006年9月22日		第3次阿南市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
36	205	吉野川市	市民部 人権課	1	2	0	0	吉野川市男女共同参画推進条例	2007年3月28日	2007年4月1日		吉野川市第3次男女共同参画基本計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
36	206	阿波市	阿波市市民部人権課	1	2	0	0				0	阿波市男女共同参画基本計画(第3次)	2019年4月	～	2024年3月	1	1	
36	207	美馬市	くらし・人権課	1	2	0	0				0	美馬市男女共同参画基本計画(第3次)	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
36	208	三好市	人権室	1	2	0	0				0	三好市男女共同参画基本計画(第3次)	2019年3月	～	2024年3月	1	1	
36	301	勝浦町	住民課	1	2	0	0				0	勝浦町第六次総合計画	2021年4月1日	～	2031年3月	0	0	
36	302	上勝町	住民課	1	2	0	0				0							0
36	321	佐那河内村	総務課	1	2	0	0				0	佐那河内村総合計画	2020年4月1日	～	2024年3月31日	0	0	
36	341	石井町	石井町教育委員会 社会教育課	2	2	0	0				0							0
36	342	神山町	教育委員会事務局	2	2	0	0				0							0
36	368	那賀町	総務課	1	2	0	0				0	那賀町まちづくり計画	2007年4月1日	～	2025年3月31日	0	0	
36	383	牟岐町	総務課	1	1	0	0				0							0
36	387	美波町	総務課	1	2	0	0				0							0
36	388	海陽町	福祉人権課	1	2	0	0				0							1
36	401	松茂町	総務課	1	2	0	0				0	松茂町男女共同参画計画ver.1	2020年4月	～	2024年3月	1	1	
36	402	北島町	総務課	1	2	0	0				0							0
36	403	藍住町	政策推進室	1	2	1	0				0	第3次藍住町男女共同参画プラン	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
36	404	板野町	人権コミュニティ課	1	2	0	0				0	第5次板野町振興計画(後期基本計画)	2021年4月1日	～	2025年3月31日	0	0	
36	405	上板町	住民人権課	1	2	0	0				0							1
36	468	つるぎ町	総務課	1	2	0	0				0	第2次つるぎ町男女共同参画基本計画	2017年4月	～	2022年3月	1	1	
36	489	東みよし町	企画課	1	2	0	0				0	東みよし町総合計画(第2次)	2020年12月	～	2029年12月	0	0	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2						1	1	2	0	0	2	0	0	
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター		770-0834	徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階	088-624-2611	088-624-2611	<a href="https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/sonota/josei_center.html">https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/sonota/josei_center.html</a>	○		○			○		
36	202	鳴門市	鳴門市女性子ども支援センター	ばあとなー	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170番地	088-684-1413	088-684-1370	<a href="https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/jinken/jinken/joseishien/index.html">https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/jinken/jinken/joseishien/index.html</a>		○	○			○		
36	203	小松島市															
36	204	阿南市															
36	205	吉野川市															
36	206	阿波市															
36	207	美馬市															
36	208	三好市															
36	301	勝浦町															
36	302	上勝町															
36	321	佐那河内村															
36	341	石井町															
36	342	神山町															
36	368	那賀町															
36	383	牟岐町															
36	387	美波町															
36	388	海陽町															
36	401	松茂町															
36	402	北島町															
36	403	藍住町															
36	404	板野町															
36	405	上板町															
36	468	つるぎ町															
36	489	東みよし町															

徳島県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										その他
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究		
			2						2	1	2	1	0	0	0	0	0	
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター	2000年6月10日	2	3	10,997	○		○	○							男女共同参画社会づくりを目的とする団体への支援
36	202	鳴門市	鳴門市女性子ども支援センター	2010年4月1日	2	4	2,165	○	○	○								
36	203	小松島市																
36	204	阿南市																
36	205	吉野川市																
36	206	阿波市																
36	207	美馬市																
36	208	三好市																
36	301	勝浦町																
36	302	上勝町																
36	321	佐那河内村																
36	341	石井町																
36	342	神山町																
36	368	那賀町																
36	383	牟岐町																
36	387	美波町																
36	388	海陽町																
36	401	松茂町																
36	402	北島町																
36	403	藍住町																
36	404	板野町																
36	405	上板町																
36	468	つるぎ町																
36	489	東みよし町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			1			8	1	12.5	11	0	0.0	16	0	0.0	18	0	0.0	2,907	318	10.9
36	201	徳島市				1	1	100.0	2	0	0.0							不明	不明	
36	202	鳴門市	2012年2月4日	鳴門市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							14	0	0.0
36	203	小松島市				1	0	0.0	1	0	0.0							未把握	未把握	
36	204	阿南市				1	0	0.0	1	0	0.0							未把握	未把握	
36	205	吉野川市				1	0	0.0	1	0	0.0							361	40	11.1
36	206	阿波市				1	0	0.0	2	0	0.0							374	28	7.5
36	207	美馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							317	41	12.9
36	208	三好市				1	0	0.0	1	0	0.0							462	49	10.6
36	301	勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
36	302	上勝町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
36	321	佐那河内村										1	0	0.0	1	0	0.0	47	3	6.4
36	341	石井町										1	0	0.0	1	0	0.0	123	8	6.5
36	342	神山町										1	0	0.0	1	0	0.0	192	22	11.5
36	368	那賀町										1	0	0.0	2	0	0.0	160	16	10.0
36	383	牟岐町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
36	387	美波町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3
36	388	海陽町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	2	2.2
36	401	松茂町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
36	402	北島町										1	0	0.0	1	0	0.0	未把握	未把握	
36	403	藍住町										1	0	0.0	2	0	0.0	142	38	26.8
36	404	板野町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	2	3.6
36	405	上板町										1	0	0.0	1	0	0.0	147	31	21.1
36	468	つるぎ町										1	0	0.0	1	0	0.0	173	28	16.2
36	489	東みよし町										1	0	0.0	1	0	0.0	146	8	5.5

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他



調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

徳島県

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								10	10	295	112	38.0	0	0	0	0									
	徳島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鳴門市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	小松島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	阿南市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	吉野川市							2	2	85	35	41.2	0	0	0	0									
	阿波市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	美馬市							2	2	60	18	30.0	0	0	0	0									
	三好市							1	1	55	18	32.7	0	0	0	0									
	勝浦町							1	1	10	5	50.0	0	0	0	0									
	上勝町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	佐那河内村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	石井町							2	2	28	12	42.9	0	0	0	0									
	神山町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	那賀町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	牟岐町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	美波町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	海陽町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	松茂町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	北島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	藍住町							2	2	57	24	42.1	0	0	0	0									
	板野町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	上板町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	つるぎ町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東みよし町							0	0	0	0		0	0	0	0									



調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 市 区 村	市 区 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
		10	1の合計	24	1	0	20		2		19	19	19	19	19	14	
		3	2の合計	0	23	20	4		21		1	1	1	1	3	1	
		3	3の合計	0	4	0	0		1		1	1	1	1	1	1	
		8	4の合計	0							3	3	3	3	1	8	
36	徳島市	1	議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条第4項 市長は、前3項の規定により、職員又は新たに職員として採用される者(次項において「職員等」といふ。)から旧姓再承認申請書の提出があった場合は、法令上又は実務上特段の支障が生じると市長が認めるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	徳島市議会	1	2	2	1	徳島市議会議員規則 【第2条第2項】議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
36	鳴門市	1	鳴門市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等については、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を及ぼさない限り、旧姓を使用することができる。ただし、次に掲げる文書等については、旧姓を使用することができない。(1)公権力の行使に関するもの(2)職員の権利及び義務に係るもの(3)身分関係に係るもの(4)その他職務遂行上又は事務処理上、紛解又は混乱を生ずるおそれのあるもの	鳴門市議会	1	2	2	1	鳴門市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(宿務又は連絡所の届出)	2		1	1	1	1	1	
36	小松島市	1	小松島市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に抵触する恐れがなく、かつ、専ら組織内で使用する文書、経理文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	小松島市議会	1	2	2	1	小松島市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3		1	1	1	1	1	
36	阿南市	3		阿南市議会	1	2	2	1	阿南市議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その届出を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2. 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
36	吉野川市	3		吉野川市議会	1	2	2	1	吉野川市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
36	阿波市	2		阿波市議会	1	2	2	1	阿波市議会議員規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の短縮については減額規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
	36	##	奥馬市	1	奥馬市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
			奥馬市職員旧姓使用取扱規程第3条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に抵触するおそれなく、かつ、専ら組織内で使用する文書、経費支文案書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。								奥馬市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
	36	##	三好市	1	三好市議会	1	2	2	1		1			1	1	1	1	1	4
			三好市職員旧姓使用要綱 第2条 この訓令の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用者」という。)が旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認められるものとする。 2 旧姓使用者は、前項に規定する文書等において統一して旧姓を使用するものとする。								三好市議会議規則 《欠席の届出》 第2条 産前 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
	36	##	勝浦町	3	勝浦町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
			勝浦町職員旧姓使用取扱要綱 《旧姓の使用》 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。								勝浦町議会議規則 《欠席の届出》 第2条 産前 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
	36	##	上勝町	1	上勝町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
			上勝町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。								上勝町議会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
	36	##	佐那河内村	4	佐那河内村議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
			佐那河内村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。								佐那河内村議会議規則 佐那河内村議会議規則第2条第1項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
	36	##	石井町	4	石井町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	4
			石井町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 この訓令の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用者」という。)が旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれなく、かつ、専ら組織内で使用する文書、経費支文案書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。								石井町議会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定はないが、運用上認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めていない。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
36	##	神山市	2		神山市議会	1	2	2	1				2	1	1	1	1	1		
36	##	那賀町	1	那賀町議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第11に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないもの (2) 職務遂行上支障がないと認められるもの 2. 前項に規定するもの以外であって、別表第11に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。	那賀町議会	1	1	3	2				2	3	3	3	3	3		
36	##	佐藤町	4		佐藤町議会	1	2	3	2				2	2	2	2	2	4		
36	##	豊原町	2		豊原町議会	1	2	3	2				2	4	4	4	4	2		
36	##	海陽町	4		海陽町議会	1	2	2	1	海陽町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			2		4	4	4	4	2	4
36	##	松茂町	4		松茂町議会	1	2	2	1	松茂町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1		1	1	1	1	1	
36	##	北島町	1	北島町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、北島町に勤務する職員(再任用を含む)一般職の職員、嘱託職員及び臨時職員(会計年度任用職員を含む。以下同じ。が、婚姻、妻子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上関係や連絡を指しおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	北島町議会	1	2	3	2				2	1	1	1	1	4		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	1. 1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い期間である。2. 2014年度以前以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。2. 明記した規定はない。3. 明記した規定は、期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い期間である。2. 2014年度以前以降	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. 明記した規定は、期間の明記はあるか。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
				駐在町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上紛争や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	駐在町議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	4
					板野町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1
				上板町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、上板町に勤務する一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、異子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上紛争や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	上板町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
					つるぎ町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1
					東みよし町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	4

